

【 I 交付申請について】

Q1 交付申請に当たって、どのように進めればよいか。

A 十分な効果が見込まれる事業を交付の対象としますので、事業の計画段階から県担当者と協議を重ね、交付申請書(事業計画書等)の作成に当たってください。

【主な事業の流れ】

- ①地域観光課(地域本部、市町村等)との協議(5W1Hや役割分担、目指す効果について、検討を深めます)
- ②申請書の作成(連携先との書類の共有等) ※書類の確認に2か月程は必要です
- ③交付決定
- ④外部委託に必要な手続き(契約、請負発注等)
- ⑤告知・PR
- ⑥実施、精算、完了報告
- ⑦次回に向けた検証協議

なお、「十分な効果」とは、次に挙げる項目を基に総合的に判断することとしています。

- ①事業の実施主体(責任主体)の明確性
- ②事業の体制(財務、人員体制等)
- ③事業実施についての地域との連携体制
- ④法律及び公序良俗等の見地からの事業の適正性
- ⑤事業の将来性及び成長の可能性
- ⑥具体的かつ実現可能な周遊等の目標の設定
- ⑦ターゲットの明確性
- ⑧事業計画と補助申請の内容及び規模
- ⑨不要な経費の有無

Q2 交付申請書を提出してから交付決定まで、どのくらいの期間がかかるか。

A 事業計画の精査に時間を要するため、申請いただいてから交付決定まで1か月以上かかることも想定されます。少なくとも、事業着手の3か月前を目途に県担当者と協議を始めてください。事業着手日までに十分な期間を確保できない場合は、協議段階でお断りさせていただく場合があります。事業着手日が概ね決定している場合は、早めにお伝えください。

Q3 複数事業の実施を予定しており、それぞれの事業で発注する事業者も異なるが、補助事業ごとに分けて申請をしなくてはならないか。1つの申請にまとめても構わないか。

A 取組内容や目的、周遊エリアが同じである場合は、1つにまとめて申請して構いません。ただし、周遊促進・滞在延長支援事業とイベント等開催支援事業は分けて申請してください。

Q4 1つの事業において、同時に周遊促進・滞在延長支援事業とイベント等開催支援事業の両メニューに申請してよいか。

A 同一事業を切り分けて申請することはできません。どちらかを選択して申請してください。

## 周遊促進・滞在延長支援事業費補助金の活用について(Q&A)

Q5 これまでに本補助金の周遊促進・滞在延長支援事業として補助を受けた事業について、イベント等開催支援事業として申請はできるのか。

A これまでに本補助金で補助を受けた実績がある場合は、イベント等開催支援事業への申請はできません。周遊促進・滞在延長支援事業では、同じ事業でも2回まで申請が可能ですので、ご検討ください。

Q6 花まつりの期間にシャトルバスを走らせ、エリア内の周遊促進につなげることを計画している。県観光振興推進総合支援事業費補助金のメニューに「2 二次交通周遊支援事業」があるが、どちらに申請してもよいのか。

A イベントや特別な企画の開催に付随して、期間限定的にシャトルバスを運行する場合は、本補助金の活用をご検討ください。イベント等の開催に関わらず、一定の期間シャトルバスを運行する場合などは、補助先が市町村等に限られますが、県観光振興推進総合支援事業費補助金の「2 二次交通周遊支援事業」の活用をご検討ください。

Q7 1事業実施主体あたりの補助上限額に満たなければ、同じ事業実施主体が複数回申請してもよいのか。

A 上限額の範囲内であれば、何度でも申請いただいて構いません。ただし、同じ事業(イベント)を複数回申請する際には上限があります。

Q8 申請事業を説明するために、添付書類に定められた資料以外に、参考資料としてイメージ図などを添付することは可能か。

A 構いません。

添付いただければ、事業内容がより分かりやすくなるため迅速な審査につながります。

## 【II 対象事業要件について】

Q9 令和8年度中に完了しない事業は、補助対象外となるのか。

A 令和9年3月31日時点で、事業を完了していない場合は補助対象外となります。

Q10 周遊促進・滞在延長支援事業において、1回目に新規事業(又は拡充事業)として交付対象となった事業について、2回目に本補助金を受けるためには、別途、事業を拡充する必要があるのか。

A 新規・拡充事業は、本補助金を活用する1回目における条件です。新規事業又は拡充事業として交付対象となった事業は、2回目は「継続事業」と位置づけ、さらなる拡充を必須条件とはしませんが、事業の自立を促す目的で補助率は3分の1以内とします。

ただし、2回目にさらに拡充した内容で実施する場合は、その新たな拡充部分のみを補助対象とすることが可能です。その場合は補助率2分の1以内とします。

なお、集客や観光消費額等への効果が見込まれるかについて、1回目の実績等を基に、2回目の実施内容で見直すべき点の提案などをさせていただきます。

※「拡充事業」と「継続事業」の考え方については別紙をご参照ください。



Q16 町内の宿泊施設と連携して、宿泊者に対して積極的に町内の観光施設や体験ガイド等の観光案内をしていただき、滞在延長につなげることを考えている。(チェックイン時に、割引券(観光施設入館料やガイド体験料等)の配布と合わせて、プッシュ型の観光案内を実施する)  
宿泊施設のフロントの方にプッシュ型の案内を実施していただくことを目的として、モニターツアーを実施した場合、補助の対象となるか。

A 補助の対象となり得ます。(プッシュ型ツール(食事処マップ、周辺見所マップ等)の作成、入館料、体験料、試食材料費、ガイド謝金、保険料、バス借上料などに係る経費)

Q17 町内5つの拠点施設に、新しく製作するオリジナルフィギア(数種類)を入れた有料のガチャガチャを設置し、周遊促進及び外貨獲得につなげることを考えている。どこまでが補助対象となるか。

A オリジナルフィギア製作に係る費用については、商品の製造に供する原材料費等の経費にあたる場合、対象外となる可能性があります。  
ガチャガチャ本体の購入・設置に係る費用、オリジナルフィギアの型(数種類分)の製作に係る費用については、取得価格が単品で10万円未満の場合、補助の対象となり得ます。

#### 【IV 重要な変更について】

Q18 複数の事業を申請し、交付決定された後に一部事業を取りやめることは可能か。

A 可能です。ただし、当該事業を一部取りやめることで当初の補助事業の目的が達成できない場合は、補助の対象外となる可能性があります。事前に県担当者までご相談ください。

Q19 交付決定を受けた事業の一部を実施しなくなった。これは要綱第8条の重要な変更該当し、変更申請の手続きが必要となるか。

A 交付申請書(第1号様式)において、複数の補助事業を申請していた場合に、いずれかの補助事業を実施しなくなった時には必ず変更申請書の提出が必要です。(要綱第8条)  
また、1つの補助事業のみで交付申請をし、その補助事業の中で一部の事業を取り止める場合も、原則として、変更申請書の提出が必要です。ただし、事業内容全体を見て判断させていただく場合もありますので、県担当者にご相談ください。

Q20 交付決定時に予定していなかった追加事業が必要となった。これは要綱第8条の重要な変更該当し、変更申請の手続きが必要となるか。

A 原則として、変更申請書の提出が必要となります(要綱第8条第1項第3号)。ただし、交付決定金額の範囲内で追加事業を行おうとする場合、事業内容全体を見て判断させていただく場合もありますので、県担当者にご相談ください。

周遊促進・滞在延長支援事業費補助金の活用について(Q&A)

Q21 入札減により、交付決定を受けた額に対して20%を超える減額見込となったが、交付決定を受けた同一事業に係る周遊マップ作成等の他の契約等が完了していないため、事業費全体での額は確定していない。この場合でもすぐに変更申請書を提出する必要があるか。

A 交付決定額に対して20%を超える減額が見込まれた段階で、必ず県担当者に連絡してください。事業全体の進捗状況を踏まえ、変更申請を行う適切な時期等について協議させていただきます。

Q22 交付決定を受けた事業を進めている中で、要綱第8条第1項の重要な変更該当しない範囲で変更が生じた。特に手続きは必要ないか。

A 重要な変更該当しないと思われる場合でも、申請書提出時点と数量や金額に変更が生じる場合は、独自に判断せず、事前に県担当者にご相談ください。

# 【周遊促進・滞在延長支援事業費補助金(周遊促進・滞在延長支援事業)】 継続事業と拡充事業の考え方

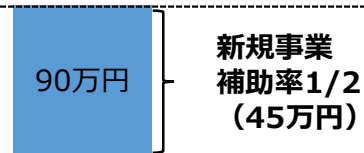
ケース①：1回目に新たに始める事業を申請する場合

すでに本補助金を交付した事業で、2回目も本補助金を活用しようとする場合の事業区分（継続事業・拡充事業）の考え方を図のとおり整理する。

## <補助条件等>

- 補助対象：周遊促進や滞在延長を図る取組の実施に要する経費  
(2つ以上の活動団体が連携するもの)
- 補助率：1/2以内 ※継続事業は1/3以内
- 補助額：(下限)10万円～(上限)200万円

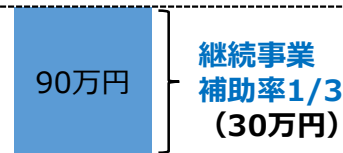
・総事業費90万円



1回目

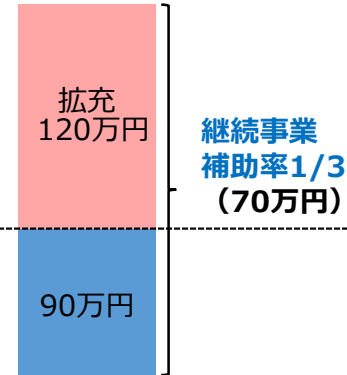
### ケース①-1

- (拡充要素なしの場合)
- ・総事業費90万円
  - ・継続部分が補助対象



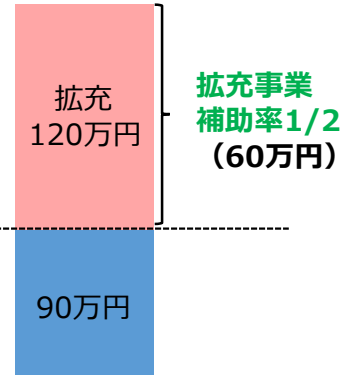
### ケース①-2

- (拡充要素ありの場合)
- ・総事業費210万円
  - ・継続+拡充部分が補助対象



### ケース①-3

- (拡充要素ありの場合)
- ・総事業費210万円
  - ・拡充部分が補助対象



2回目

